

令和7年度第3回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：令和8年2月9日（月）14時00分から15時20分まで

○場 所：木津川市役所 第1・2委員会室

○出席者：榊原禎宏委員長、中井裕子副委員長、村田和弘委員、竹本康宏委員、
前田健一郎委員、木村康宏委員、塩見優典委員、松本沙織委員、

教育委員会：竹本教育長、平井教育部長、山口教育部理事、
雑賀教育部理事、
東村学校教育課長、湯浅指導主事、加藤指導主事、
福田学校教育課長補佐、広瀬学校教育係主任

1 開会

2 教育長あいさつ

（竹本教育長不在のため平井教育部長より）

令和7年10月に京都府教育委員会が発表した令和6年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、京都府の小中学校では、暴力行為発生件数、いじめの認知件数、不登校、長期欠席児童生徒数は増加傾向とのことである。いじめの認知件数が増えていることについては、初期段階のものも含めて積極的に認知し、解消に向けた取り組みを進めている結果だと捉えている。本市においても、丁寧かつ迅速な状況把握と組織的な対応は大変重要と考えている。

学校での子どもたちの生活では、勉強以外にも人と出会い大人になる準備をするという側面もある。嫌なことを含めた子ども同士の様々なやりとりが成長に繋がっていくが、そのやりとりが対等な関係で行われているのかを見極めることが大切である。子どもだけでなく、保護者が納得できることも、現在のいじめ問題を解決する上で重要な要素となっているとのご意見をちょうだいした。

問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、子どもたちにとってより安心安全な生活環境を作ることの必要性を改めて認識したところである。

今回の第3回の委員会でも、委員の皆様からの多様なご意見、十分にご審議をお願いしたい。

3 議事

これより先、榊原委員長の議事進行となる。

（1）議事録署名委員の指名

委員長が署名委員の指名を行った。

（2）市立小中学校のいじめアンケート、いじめ調査について

事務局より資料「令和7年度第2回木津川市いじめ調査結果」により説明した。

質疑応答

委員長 いやな思いを相談した児童生徒の割合は、全体の何%くらいなのか。

事務局 小学校では45.1%、中学校では62.7%である。

委員長 昨年度比でいくらかというデータはあるか。

事務局 資料6ページ「いやな思いを誰かに相談した率比較」がそれにあたる。棒グ

ラフの左が小学校、右が中学校だが、過去からあまり変化がないように見受けられる。

委員長 いやな思いをしたと訴える児童生徒が成長につれて減少しているようだが、学校現場の感覚からこの傾向をどのように感じるか。

委員 家で相談したことから学校に連絡されることもあるし、いじめアンケートや普段の表情から話を聞くということが、低学年の子どもは比較的多いとは感じる。高学年になるにつれ、家庭で話すことが少しずつ減ってきているようである。

委員長 中学校についてはどうか。

委員 自分の状況を言えない子どももいるし、資料の内容を鵜呑みにすることは危険だが、中学校も小学校と傾向は似ている。3年生の発生率が他学年と比べて低いのは、進路相談などで担任と話す機会が多いことで早期に解決に繋がるとはならないかと考える。いじめが解消していない子どもが小学校では10人程度、中学校では1人か2人の計算になるが、その子どもへの働きかけといじめの解消は、各校努力しなければならない。

委員長 資料5ページの解消率は決して高い数値ではないように見えるが、事務局はこの点をどのように捉えているか。

事務局 いじめの事象として終了した後でも、子どもが嫌な思いを持ち続けているケースがあると、解決したとは言えないのではないかと。また小中学校ともに見られるが、いじめている相手には言ってほしくないが先生には知ってほしいという子どももいるので、一概に解消率で判断できないところもある。そのようなケースを含めて、担任含めて個別に対応している。

委員長 客観的なケースとしては終了でも、主観としては解決できていないケースもあることを理解した。

副委員長 中学校に多いが、いじめとしては何らかの解決を見たものの、いじめた相手のことが許せず、距離を置くことを選ぶ生徒もいる。嫌な思いをしたことは消えないが時間がたてばその気持ちが薄れることもあると考えてカウンセリングを継続しているが、行為はなくなっても嫌な思いを抱える子どもは多い。資料14ページにある「行為は止んでいるが、嫌な思いをしている件数」が2件というのは少ないと感じる。

委員 資料6ページの相談対象内訳だが、先生に相談した割合が小学校では38.2%、中学校では52.4%というのが意外だった。小学生の方が先生には相談しそうなものだが。

委員 家庭で話を聞いた保護者が学校に連絡をとってわかる場合、学校の面談等でわかる場合が数値としてどこに含まれているのかはわからないが、学校としては子どもが相談しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

委員長 資料7、8ページの子どもの声をご覧になっての意見を伺いたい。

委員 資料8ページだが、設問1⑩において、同じ部活動の先輩からつねられたという内容が2件ある。また、設問6の具体的な内容として、クラスメイトSさんに関する内容も2件ある。それぞれどのような事情なのか。

事務局 部活動内での事象については、女子生徒どうしの人間関係の行き違いということがわかっている。各々から話を聞くと得心がいったため、当事者の保護者にも連絡をとり解決済みである。

また、Sさんについての内容は、グループLINE上で普段はあまり自己主張をしない生徒が強気な発言をしたことで、何人かが反発したようである。本人からの訴えもあり、集団内でこのような事象に至ったということで指導を行ったものである。

委員 行った指導の内容について詳細を把握しているのであれば教えてほしい。ま

た、同様の内容かと想像するが、小学校においても「ライングループでもめっていた。」「グループラインで下ネタを言ったり、許可無く写真を使われたりしていた。」中学校でも「クラスのLINEグループでよくけんかがある。」といった問題が起こっている。近年、SNSやオンライン上のゲームなど学校の管理外でのトラブルが増えているが、それらの使い方についての注意や、現場の先生の研修はどのようなものを行っているのか。

事務局

SNS上のトラブルは、LINEグループを勝手に作る・退会する・入会させられる、暴力的な発言をする、本人の許可なく写真を載せる、勝手に加工した写真を載せるなど多岐に渡る。前述の中学校のケースでどのような指導を行ったのか、現在は資料の持ち合わせがないが、情報モラルについての教育や教職員への研修、子どもたちへの指導は系統立てて行っている。先日、中学校における暴力行為を映した動画の拡散が問題となったことから、京都府でもこれについての緊急のアンケート調査があったところである。集計途中のため現在は報告できる状態ではないが、本市でも第1回、第2回のいじめ防止等対策委員会でもSNS上のトラブルについては事案が上がっている

ので、その都度指導を行っている。
学校の校長先生からは、SNSでのやり取りは学校内で確認することができないので、把握に時間がかかりその間に大きなトラブルに発展する恐れについて懸念を聞く。しかしながら、本市では早期にトラブルを把握して指導を行うことと、普段からの子どもたちへの教育の観点といった2つの側面から対策を進めている。

委員

SNSの危険性については、企業と連携して子どもたちに伝えている学校も多いかと思われる。子どもたちは端末を家に持ち帰って宿題などもやっている

委員

ので、取り扱いについての注意事項を保護者に発信するなどの対策も続けていきたい。
中学校1年生ではスマートフォンの保有率は9割、3年生ではほぼ100%に近い数値となっている。20年前と違い自分の端末を持っている子どもが非常に多い。その中で、NTTをはじめとした企業や警察による啓発の協力もあるが、そういった教育では限界がある。予防的生徒指導だけではなく、授業、部活動、日常会話などにおけるトータルなモラルの中にSNSがあるという認識を持たなければならない。そのためには、子どもの第一責任者である保護者の協力が絶対に必要である。例えばPTAを通じてや入学説明会などの機会

委員長

でモラル教育についての話をするなど、各校工夫して取り組んでいるが、時世柄、保護者への啓発などには頭を悩ませているのが現状である。子どもとSNSとの関わりについては、オーストラリアで16歳未満のSNS禁止が法的に定められたところである。発達段階と道具のバランスについては、現在規制はないが、日本でも条例でスマートフォンの使用時間を定めた自治体もあることから、規制の問題も絡むと考えられる。

委員

資料7ページの設問6に記載している内容で、中指を立てる行為についての記載が4件ほどある。このような行為はよく見かけるのか。

委員

嫌なことがあった場合に、言葉ではなくそのような行為で自分の気持ちを示す子どももいる。意味を理解している場合もあるが、必ずしも全てがそうというわけではなく、過去にこれが原因で指導を行ったこともある。

委員

SNSやオンラインゲーム上でのやり取りで暴力的な言動を覚え、学校でもその癖が出ている現状はあると考える。

中学生ほどではないが、高学年になるにつれて小学生のスマートフォンの普及率も高くなっており、小学生でもLINEグループを作っているという事実を知り驚いたが、現状は一足飛びで解決するような段階を超えている。S

NSに毒されると善悪が判断できなくなり、しかも子どもは未熟なため、気持ちのままやりたいことをやってしまう。最終的には犯罪に巻き込まれる恐れもあるため、スマートフォンは親の管理下で使用するのが望ましいだろう。

委員 スマートフォンに限らずタブレット端末でも長時間の使用で目などをはじめとして健康に悪影響を及ぼすので、使用時間制限などは必要ではないか。

委員長 過去には見かけなかった内容の記述が増えている、反対に過去には多かったが最近は見かけないなどといった点で、自由記述欄から昨年度のいじめ調査と比較して気づいたことはあるか。

事務局 特定の内容の件数が増加した等ではないが、金銭の授受や身体接触といった内容は、以前ご指摘があったように、子どもたちのどのような関係性の下で発生したのかという点に注意して聞き取りなども行っている。

副委員長 資料8ページの設問7で「結構な集団いじめを受けています。」という記述がありショックを受けたが、これについてはその後どうなったのかお聞きしたい。

事務局 どの学校で起こったことかも把握できているため、その後丁寧に事象について対応を行った。

(3) 個別の事象について

「木津川市審議会等の会議公開に関する規定」第3条第1項第2号の規定に基づき、非公開とした。

4 その他

特になし。

以上。